

英国における社会的投資政策の展開

2015年12月24日(木)公益法人協会主催シンポジウム
「英国チャリティ:その変容と日本への示唆」発表資料

日本公共政策研究機構
主任研究員 小林立明

1. はじめに

1. 基本的な論点

- a. 英国は2000年の社会的投資タスクフォース設立以来、社会的投資を市民社会セクターへの資金供給源の重要な柱とすべく、様々な施策に取り組んできた。2011年には、休眠預金口座を活用したビッグ・ソサエティ・キャピタルを設立し、社会的投資マーケットの発展を本格化させている。また、2013年のG8英国サミットの際には、社会的インパクト投資フォーラムを開催し、これを踏まえて社会的インパクト投資タスクフォースの設立を主導、2014年には同タスクフォースの報告書を取りまとめて、G8各国における社会的インパクト投資促進に向けた提言を行うなど、積極的な役割を担っている。
- b. このような英国における社会的政策の発展過程を概観する。主な論点は以下の通りである。
 - i. 2000年以降の社会的投資政策の発展
 - ii. 社会的投資の主な担い手たち
 - iii. 社会的インパクト債券の取り組み
 - iv. 社会的投資政策の課題
 - v. 日本の非営利・公益セクターに持つ意味

2. 英国の社会的投資政策の発展

社会的投資政策開始

1998年
労働党政権が英国市民社会とのコンパクト締結

2000年
社会的投資タスクフォース(SITF)設立

2000年
SITF第1回報告発表

コミュニティ開発金融の発展(金融包摂)

2001年
コミュニティ開発金融協会(cdfa)設立

2001年～2006年
フェニックス基金、コミュニティ構築基金等設立

2002年
コミュニティ投資優遇税制(CITR)成立

2003年
金融包摂タスクフォース設立、金融包摂基金発表

社会的企業向け投資の発展(社会的企業)

2004年
コミュニティ利益会社(CIC)法制化

2004年～2007年
未来構築基金、社会的企業基金等設立

2006年
英国第3セクター局設立

2006年
「社会的企業の投資アクセス」プログラム

公共政策化／民間資金との連携強化

2009年
社会的インパクト債導入

2010年
保守党・自由民主党連立政権が新コンパクト発表

2012年
ビッグ・ソサエティ・キャピタル(BSC)設立

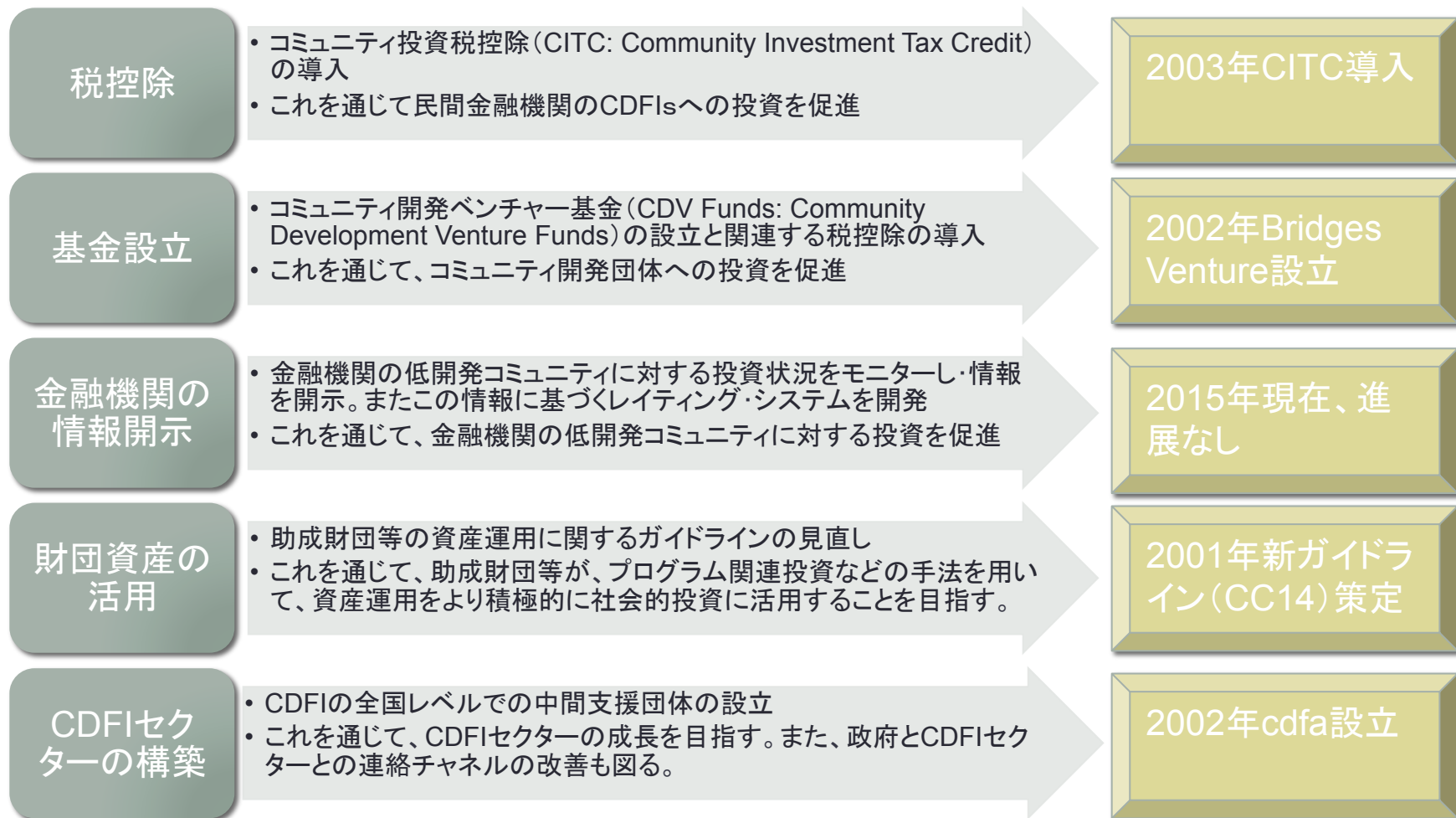
2013年
Social Stock Exchange (SSE)設立

英国チャリティ委員会の動向

2001年 チャリティ委員会が社会的投資に関するガイダンスを発表
2006年 新チャリティ法
2011年 チャリティ委員会がCC14発表

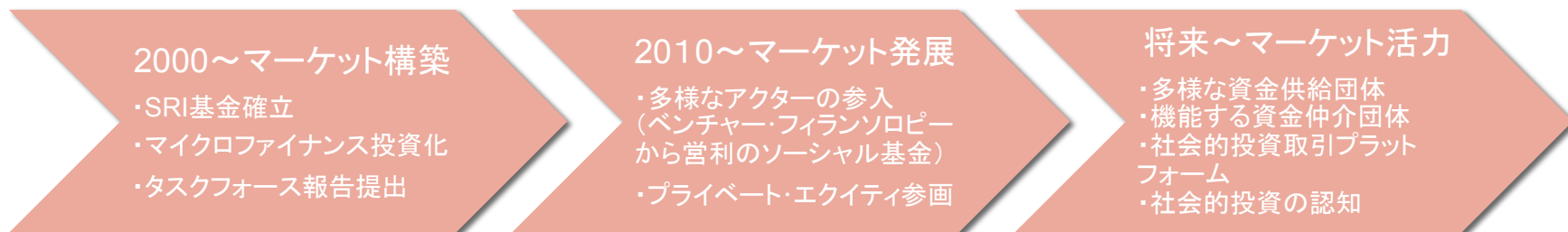
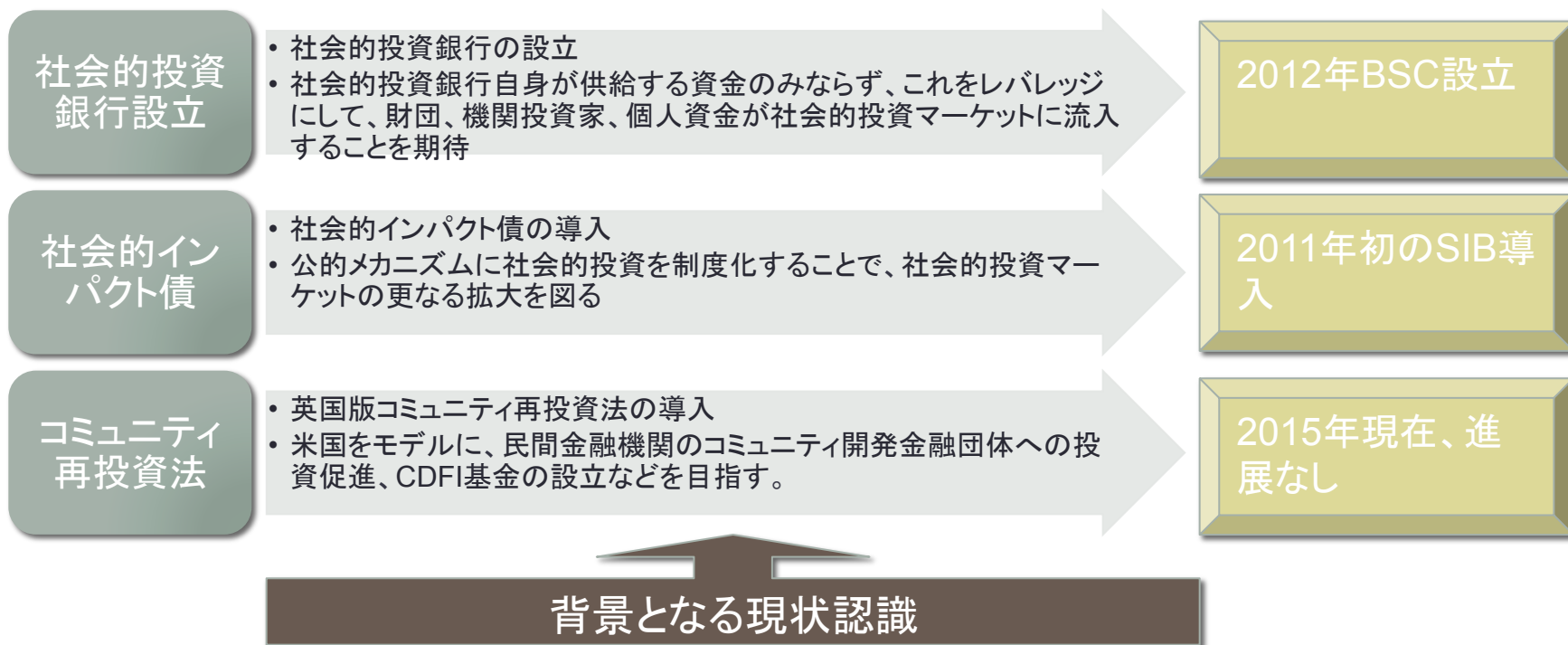
(参考:社会的投資タスクフォース提言)

英国の社会的投資の発展は、2000年に設立された英国社会的投資タスクフォースの提言に基づく。当初は、「金融包摂」が主眼であった。



(参考:社会的投資タスクフォース再提言)

2010年、社会的投資タスクフォースは、今後の更なる発展のための方策を再提言
(焦点は「社会的企業の育成」からさらに「民間資金の活用」へ)



(参考:財務省のアクションプラン)

2011年、財務省は社会的投資を促進するためのアクション・プラン2011を発表。

公共サービスへの参加

- ・ 公共サービスへのソーシャル・ベンチャー参加促進 (community budgeting, local integrated services, participatory budgeting)
- ・ 公共サービスにおけるサプライ・チェーンの再編 (大企業が中小の社会企業サブ・コントラクターに投資可能に)

税控除

- ・ Enterprise Investment Scheme (EIS)の社会的企業への適用
- ・ Venture Capital Trust Schemeの社会的投資団体への適用
- ・ Community Investment Tax Relief (CITR)の見直し?

規制緩和・法整備

- ・ チャリティ委員会の投資ガイドラインの明確化
- ・ コミュニティ株式・債券制度の導入検討
- ・ コミュニティ利益会社の要件緩和 (資産凍結、利益分配制限等)
- ・ 小規模団体向けの各種手続き簡素化等

社会的投資受入体制の強化

- ・ ソーシャル・ベンチャーが社会的投資を受け入れる際に必要なスキルの強化 (ビジネスプラン作成、ファイナンシャル・スキル等)
- ・ NESTAソーシャル・ベンチャー中間支援団体基金を通じた支援
- ・ Regional Growth Fundを通じた中間支援団体の支援

社会的投資マーケット基盤整備

- ・ ソーシャル・ベンチャー向けポータルサイト開発
- ・ 社会的成果評価指標確立、社会的リスク評価指標等の導入
- ・ ソーシャル・ベンチャー向け社会的証券取引所設立
- ・ ソーシャル・ベンチャー中間支援団体の設立

2015年時点での主要成果

- ・ 社会的投資減税 (Social Investment Tax relief) 導入
- ・ ソーシャル・インキュベーター基金 (1000万ポンド)、投資・契約受入準備基金 (累計380万ポンド) などによる社会的企業立ち上げ・スケールアップ支援
- ・ 社会的インパクト債券研究センター設立
- ・ 社会的価値法成立 (2013年)
- ・ 社会的証券取引立ち上げ (2013年)
- ・ 3000万ポンドの社会的インパクト債基金設立
- ・ 1億ポンドのAccess財団設立
- ・ 社会的投資フォーラム設立 等

保守・自由連立政権のBig Societyイデオロギー色が濃厚である点に留意が必要。

(参考:チャリティ委員会の取り組み)

1. SITFの提言を受け、助成財団の投資に関するガイドラインを策定

- a) Investment of Charitable Funds: detailed guidelines (2003)
- b) Investment of Charitable Funds: Basic Principles (CC14) (2004)
- c) It's your decision: Charity trustees and decision making (2011)

2. チャリティ委員会の基本的な方針

- a) Trusteeの受託者責任 (fiduciary duties)として、チャリティ団体とその受益者の最大利益を追求するという枠内で以下の投資を行ってもよい。
 - ・ 許容可能と見なされるリスクの範囲内で最善の投資収益を得ることを目的とした投資(倫理的投資を含む)
 - ・ チャリティの活動目的を増進するための投資(プログラム関連投資)
 - ・ 投資収益とチャリティ目的増進の双方を含む投資(経済利益・社会的目的の双方が混在した投資)
- b) 留意事項
 - ・ 社会的投資であっても、チャリティの目的外の投資には制限がある。
 - ・ 私的利益は、提案された投資手法がチャリティの目的達成のためにより効果的である場合に認められる。
 - ・ 投資に関する意志決定とリスク管理の際には、投資ガイドラインの規定を遵守すべき(誠実原則、チャリティの利益増進目的のみ、十分に情報を提供されていること、総合的判断、利益背反への留意等)

(Charity Commission “A Brief Guide to the Investment of Charitable Funds”より)

3. 社会的投資市場の主要アクター

1. 政府基金

- a. 社会的インパクト債基金、DWPイノベーション基金、社会的成果基金等

2. 公的金融機関

- a. ビッグ・ソサエティ・キャピタル

3. 助成財団

- a. Esmée Fairbairn財団
- b. Young財団

4. 社会的投資機関

- a. 非営利: チャリティ・バンク等
- b. 営利: Bridges Ventures等

5. 中間支援団体

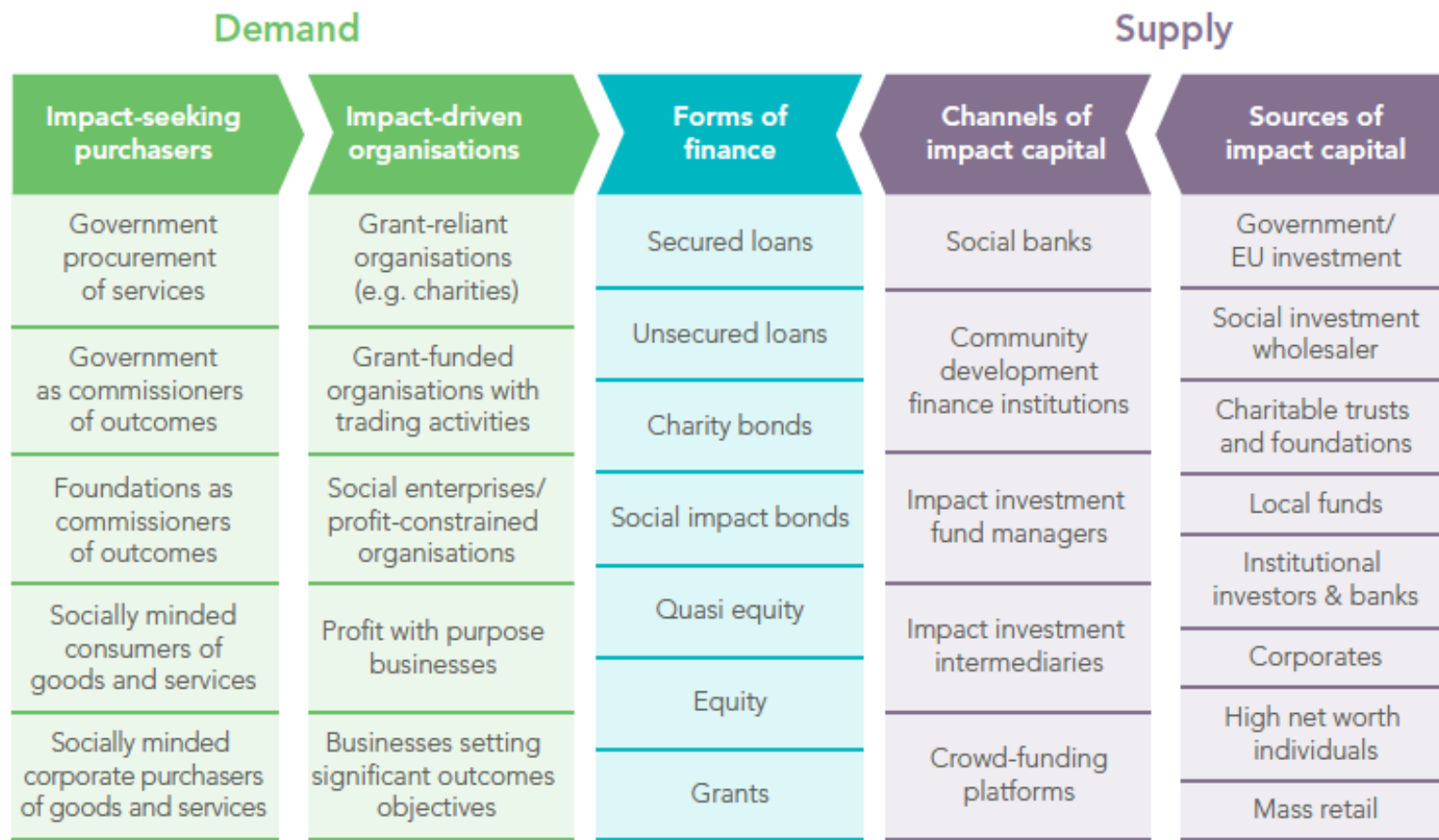
- a. Cdfa
- b. ソーシャル・ファイナンス
- c. UnLtd

6. 社会的証券取引プラットフォーム

- a. Social Stock Exchange

(参考:社会的インパクト投資のエコシステム)

SOCIAL IMPACT INVESTMENT ECOSYSTEM



4. 社会的インパクト債券の発展

1. 社会的インパクト債券の基本的考え方

- a. 社会的投資とは、投資家が、社会的成果を改善し、かつ政府機関にとって財政的利益のある一連の社会的介入行為に資金を提供する金融メカニズムである。もしも、社会的成果が改善されれば、政府機関は、投資家に対し、投資元本に投資リスク分の利益を上乗せしたリターンを支払う。もしも、社会的成果の改善が、事前に合意された枠組みに達しなければ、投資家は投資を損失することになる。
(Social Finance Limited)

2. 社会的インパクト債券の発展過程と英国政府の取り組み

- a. 社会的インパクト債券センターの設立
- b. 社会的インパクト債券促進のための基金設立
- c. 費用便益分析ガイドラインの設定と単価データベースの開発

3. 社会的インパクト債券の導入事例

- a. Peterborgouh再犯防止プロジェクト

5. 社会的投資政策の課題

1. 社会的企業を核とする政策への懸念

- a. 社会的企業とチャリティ団体の境界が曖昧になることで、チャリティのアイデンティティと独立性が失われることに警鐘を発する。
- b. チャリティの独立性の基本となる政府のグラントが削減され、Payment by Resultsを通じた成果志向と契約中心のシステムへの移行は、コミュニティレベルで活動する中小のチャリティの存続の危機をもたらすとして反対。

(Panel on the Independence of the Voluntary Sector(2014))

2. 非営利・公益セクターの資金需要や資金受入基盤との乖離

- a. 非営利・公益セクターの資金需要の中心はグラント。投資に対する需要は少なく、融資に対する需要もつなぎ資金が中心。
- b. 限られた人材とリソースの中で、投資や融資を受け入れるための投融資計画の策定や投資に対する報告書作成などを行うことは困難。

3. 投資家と非営利・公益セクターとの認識のギャップ

- a. 投資家の中には、利益分配の禁止など、非営利・公益セクターの基本的な原則そのものを理解していない者もいる。
- b. 逆に、非営利・公益セクターは、投融資に不可欠な計画策定や報告書作成についての知識が不足している。

4. 社会的投資政策の導入がもたらしうる弊害

- a. 投資受入可能な大規模組織のみが発展し、セクター内の格差が拡大する懸念。
- b. 投資受入に伴うミッション・ドリフトの懸念
- c. 社会的投資への移行を理由とした公的資金のグラント部分の削減への懸念

6. 日本の非営利・公的セクターにとっての意味

1. 社会的投資に関する日本の現状

- a. 休眠預金の活用に関する議論は進展
- b. G8社会的インパクト投資タスクフォースの日本の提言も発表済み
- c. 政策金融公庫による非営利団体向け融資事業
- d. 助成財団の一部にも社会的投資を活用しようという動きあり
 - i. 信託資本財団融資事業
 - ii. 三菱商事復興支援財団産業復興・雇用創出支援事業
 - iii. 日本財団日本ベンチャー・フィランソロピー基金、街作り基金等
 - iv. 京都地域創造基金きょうとNPO支援連携融資制度
- e. 全国NPOバンク連絡会、市民ファンド推進連絡会、コミュニティ基金全国ネットワーク等、コミュニティ基金や市民基金の全国ネットワーク形成の動き
- f. 信用保証協会がNPOを信用保証の対象に。

2. 日本の非営利・公的セクターにとっての意味

- a. 非営利・公的セクターのさらなる発展にとって、寄附を基盤としつつ、社会的投融資という資金調達オプションが加わることは不可欠
- b. 2000年以降の英国の社会的投資の発展過程は、その弊害部分も含めて、日本の非営利・公的セクターに取って学ぶ点が多い。
- c. 日本でも、非営利・公的セクターへの社会的投資拡大に向けた制度設計の議論を早急に進めるべき。

引用文献

- 塚本一郎(2008)「イギリスにおけるソーシャル・エンタープライズの動向」(塚本一郎・山岸秀雄編著「ソーシャル・エンタープライズ」丸善株式会社)
- SITF(Social Enterprise Task Force)(2000) *Enterprising Communities: Wealth Beyond Welfare*. Chancellor of the Exchequer
- SITF(2010) *Social Investment: Ten Years On*. SITF
- Bolton, E. & Savell, L. (2010) *Towards a new social economy: Blended value creation through Social Impact Bonds*. Social Finance
- HM Govt. (2011) *Growing the Social Investment Market: A Vision and Strategy*. HM Government
- HM Govt. (2013) *Growing the Social Investment market: 2013 Progress update*. HM Government
- Darrick Jolliffe and Carol Hedderman (2014) *Peterborough Social Impact Bond: Final Report on Cohort 1 Analysis*. QinetiQ Ltd.
- Independence Panel(2014). *Independence Undervalued: The Voluntary Sector in 2014*.
- Social Finance Limited (2014) *Factsheet: Introduction to Social Impact Bonds*
- Social Impact Investment Taskforce (2014) *Impact Investment: The Invisible Heart of Markets*.
- Third Sector Research Center(2012). *Start-up and Growth: National Evaluation of the Social Enterprise Investment Fund (SEIF)*
- UK Govt. Strategy Unit(2002) *Private Action, Public Benefit: A Review of Charities and the Wider Not-for-profit Sector*. UK Government
- John Woodhouse (2013) *The Voluntary Sector and the Big Society*. House of Commons Library

主要情報源

- 社会的投資タスクフォース
<http://www.socialinvestmenttaskforce.org>
- 社会的インパクト投資タスクフォース
<http://www.socialimpactinvestment.org>
- G8社会的インパクト投資フォーラム
<https://www.gov.uk/government/news/social-impact-investment-forum>
- 英国財務省の社会的投資市場促進政策に関するウェブサイト
<https://www.gov.uk/government/policies/growing-the-social-investment-market#bills-and-legislation>
- 英国財務省の社会的インパクト債券に関するウェブサイト
<https://www.gov.uk/social-impact-bonds>
- 英国政府社会的インパクト債券センター
https://data.gov.uk/sib_knowledge_box/home
- Social Finance Limited
<http://www.socialfinance.org.uk>